

宝塚市人権研修講師派遣事業実施要領

(目的)

第1条 人権啓発研修を実施することにより人権意識の普及、高揚を図ることを目的とした研修会等を実施する地域団体や事業所などからの要請により、講師を派遣する。

(対象となる団体)

第2条 原則として市内に在住または在勤の者で構成する10人以上のグループ、団体（自治会、福祉関係団体、事業所等）を対象とする。ただし、類似の他の補助制度がある場合はその制度を優先するものとする。

(対象となる研修内容)

第3条 人権意識の普及、高揚を目指す人権啓発研修とし、営利を目的としたものや、特定の政治・宗教に関するものは該当しない。

(条件)

第4条 研修会の実施場所は、市内施設に限る。なお、可能な限り人権文化センターにおいて実施するものとする。

(申請手続き)

第5条 宝塚市人権研修講師派遣申請書を原則実施の2か月前までに人権平和・男女共同参画課（以下、担当課）に提出する。

2 担当課において講師の選定後、速やかに申請者へ決定通知書を送付する。

3 研修会実施後、申請者は、原則として1週間以内に担当課へ報告書を提出する。

(講師の選定)

第6条 講師の選定にあたっては、研修会の趣旨に沿う講師であり、各人権8領域及びその他の分野の専門的な知識を有している講師とする。

(経費)

第7条 講師等の謝礼金は、申請1件につき原則30,000円以内とする。なお会場使用料等その他の開催に伴う経費については、申請者の負担とする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。